

## 鶴巻温泉病院 面会に関する規定

### 1. 目的

本規定は、入院患者の権利を尊重し、安静や療養環境を維持しつつ、患者の家族や大切な人との絆を維持することで、精神的な安定および円滑な在宅復帰（退院支援）を促進することを目的とする。

### 2. 基本方針

病院は、感染症の流行状況等の正当な理由がない限り、原則として面会を拒否しない。また、面会を制限する場合であっても、必要最小限の範囲となるよう努める。

### 3. 面会の実施基準

1. **通常時**：感染症の流行がない時期は病院が定める時間内において原則自由とする。
2. **感染症流行時**：地域および院内の感染状況に基づき、時間、人数、場所等の制限を設ける場合がある。ただし、その際も「制限の理由」を明確に示し、一律の全面禁止は避ける。

### 4. 特別な配慮が必要な場合の面会

以下の場合には感染症流行時であっても、適切な感染対策を講じた上で対面での面会を許可する。

- 入退院時および退院に向けた家族指導・カンファレンス実施時
- 患者の病状悪化や終末期などの緊急時
- 患者が精神的に著しく不安定な場合
- その他、医師が治療上必要と認めた場合

### 5. 面会者の遵守事項

面会者は、病院の定める以下の事項を遵守しなければならない。

- 来院時の手指消毒およびマスク着用
- 体調不良時（発熱、咳嗽、下痢等）の面会自粛
- 個人情報保護への配慮（多床室での他患者への配慮等）
- その他、病院が定める面会依頼事項

### 6(面会制限の期間・告知)

面会制限を実施または解除する場合は、必要最小限とし、速やかに患者（入所者）に伝え、ご家族には電話、書面等により通知します。